

テ前項ノ所爲ヲ以テ召集ヲ免ル。コトヲ圖ル者亦同シ

兵役は國民免かるへからざるの義務たることは前に數々説く所の如し然るに厭忌此に至る罰無かるへからず然れども自ら天賦の身體を毀傷し又は故らに病疾を作爲す蚩々の痴情公義の何物たるを解せざるに出つ故に其刑重からず○平時召集を免かれんとする如きは其意操練復習を厭ふに止まる非常の時に際し役を厭ひ義務を免れんとする者と同じからず故に罪と爲さず

第十章 結黨

本章は明治二十三年法律第十五號を以て増加せられたる

ものなり蓋し本法の不備を補ひたるに外ならず他は逐條の解に譲る

第二百二十五條 軍人黨ヲ結ヒ軍事ニ關スル規則命令ノ施行ヲ妨ケ若クハ之ヲ妨ケント謀リ其他服従法ニ違フ者首魁ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處シ其他ノ犯人ハ二月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加ス

結黨は軍隊の大忌本刑法之を慮かられたる者抗命暴行逃亡等其類少なからず然れども未だ十全ならざるものあり本刑法實施以來時に或は此大忌を犯して刑辟を免かれたる者ありと譬へは逃亡犯に四人以上は故らに之を罰するの規定あるも故前

を除く外或る期日を経過するを以て犯罪構成の要件と爲すか故に其限内に自首すれば罪とならず故に結黨脱營して期限内に復歸し又は結黨強願を企て現行の規則を破壊せんとし又は之を遵守せず若くは檄文を馳せて他を煽動し人心を攪亂せんとするか如き所爲あるも抗命暴行等の行爲に涉らざる以上は之を罰するを得ざるの類なり而此弊や嚴に懲戒を加へ決して蔓延せしむべからざるものなり於是乎本章の増加あり本條結黨と云ひ服従法に違ふと云ふ法律は之に對し定義を示さず蓋し判者の解釋に委したるなり惡意の度事の大小等を審察し或は二人を以て結黨とし四八若くは五人以上に上るも結黨と爲さざる等判者の自由なり事實に就て之を案するに二人又は三人相結ひ檄を馳せ人心を攪亂し軍隊の整肅を紊らんとする如

きは其人少なしと雖も結黨と爲して論ずるを得べく之に反し五人若くは六人祭日祝日等の餘興に乗し相共に脱營醉を旗亭に買ふ如きは結黨と爲し刑法を以て之を罰するの要なかるへし上官に不満を懷き規律の嚴なるに堪へず之に對抗するの意を以て惡意脱營を企つるに至ては與を貪り快を取るの外胷中一物なきものと同視すべからず此等の案に對し判決情を得るは一に判者の能力に在り獨逸軍刑法亦此所爲を慮る極めて密なり而其範圍は甚だ廣し蓋し亦同一意なり

第二百二十六條 軍人前條ニ記載スル所爲ヲ首唱教唆シ未タ黨ヲ爲ヌニ至ラサルトキ其首唱教唆者ノ刑ハ前條首魁ノ刑ニ一等若クハ二等ヲ

減シ將校ハ剥官ヲ附加ス

害を未萌に防くは軍刑法に必要な主義たり故に結黨に至らざるも首唱者教唆者を不問に付すべからず乃ち本條の設けあり

陸軍刑法通解終

陸軍刑法通解附錄

明治十六年一月二十六日達乙第八號

砲工兵上等監護及ヒ樂長犯罪取扱方之儀別紙之通被相定候條此旨相達候事

別紙

砲工兵上等監護及ヒ樂長陸軍刑法ノ罪ヲ犯シタル時ハ總テ將校ト同シク處斷スヘキ儀ト可相心得此旨相達候事

明治十六年一月十九日

太政大臣 三條 實美

明治十六年十一月十日第三十七號布告

陸海軍法衙ニ於テ罰金科料ニ處スル時ハ直ニ輕禁錮拘留ニ換フルコトヲ得

明治十五年八月十五日內閣令第二〇號

陸軍上等卒ニシテ刑法特ニ官吏ノタメニ定メタル罪ヲ犯シタル時ハ都テ官吏ニ準シ候儀ト可相心得此旨相達候事

明治二十八年三月二十九日法律第二十七號

第一條 陸軍軍人海軍ノ勤務ニ服シ海軍軍人陸軍ノ勤務ニ服シ又ハ陸海軍軍人共ニ陸海軍ノ勤務ニ服スルトキ陸軍刑法ニ於テハ海軍軍人

ヲ陸軍軍人ト同視シ海軍刑法ニ於テハ陸軍軍人ヲ海軍軍人ト同視ス

第二條 前條ニ記載スル陸海軍軍人ノ所爲ニ對シ陸軍刑法海軍刑法俱ニ罰スヘキ正條アルトキハ陸軍軍人ハ陸軍刑法ニ依リ海軍軍人ハ海軍刑法ニ依テ處斷ス

第三條 此法律ニ軍人ト稱スルハ陸軍刑法海軍刑法ニ於テ軍人及ヒ之ト同視スル者ヲ謂フ

明治廿八年八月廿五日印刷
明治廿八年八月廿五日發行
明治三十年十一月十五日參版

定價金參拾錢

著者 井上義行

發行兼版權所有者 田山宗堯

印刷者 山田一郎

發行所 攻法會

印刷所 攻法會印刷所

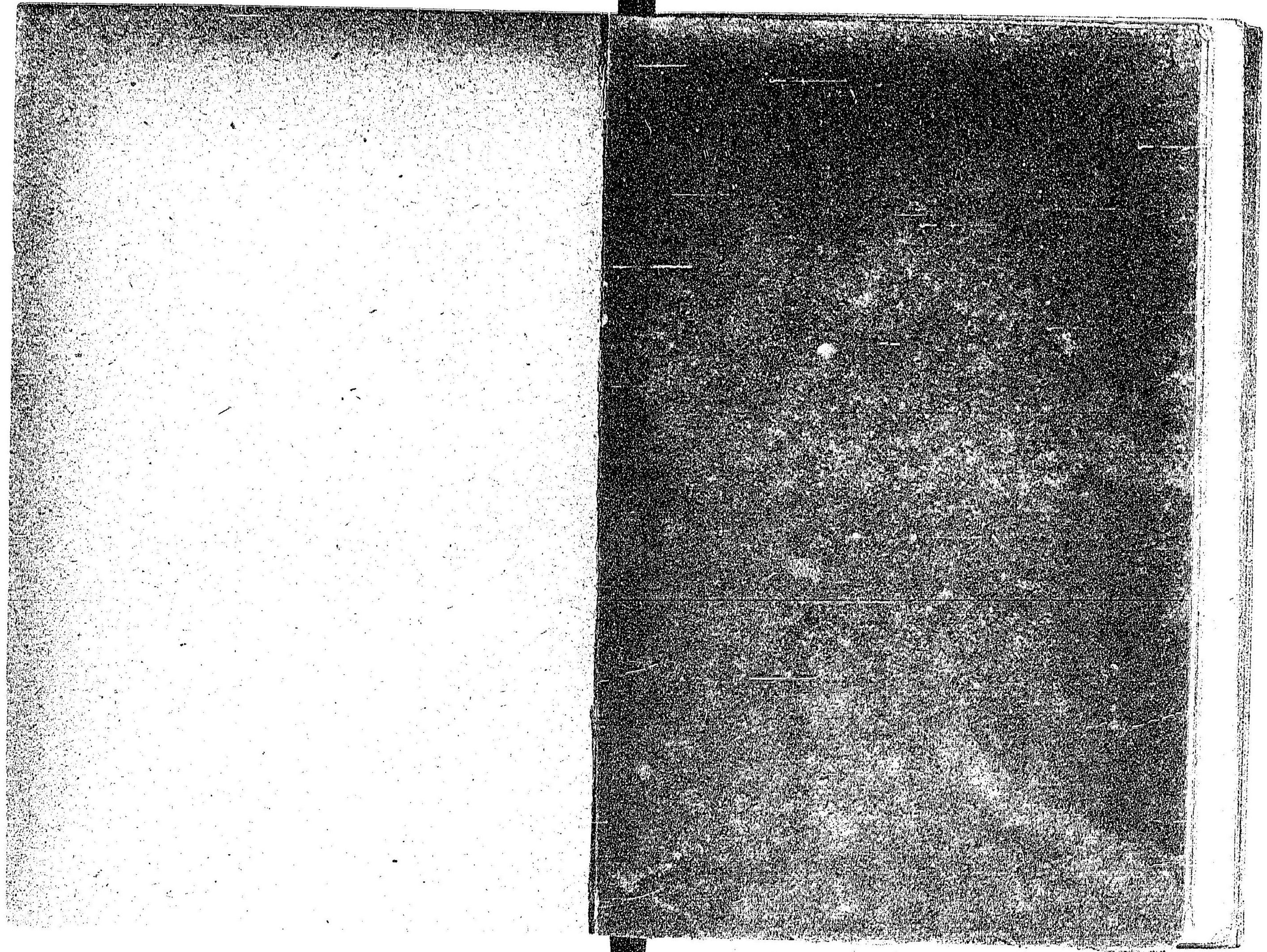
版權所有

東京市日本橋區數寄屋町一番地

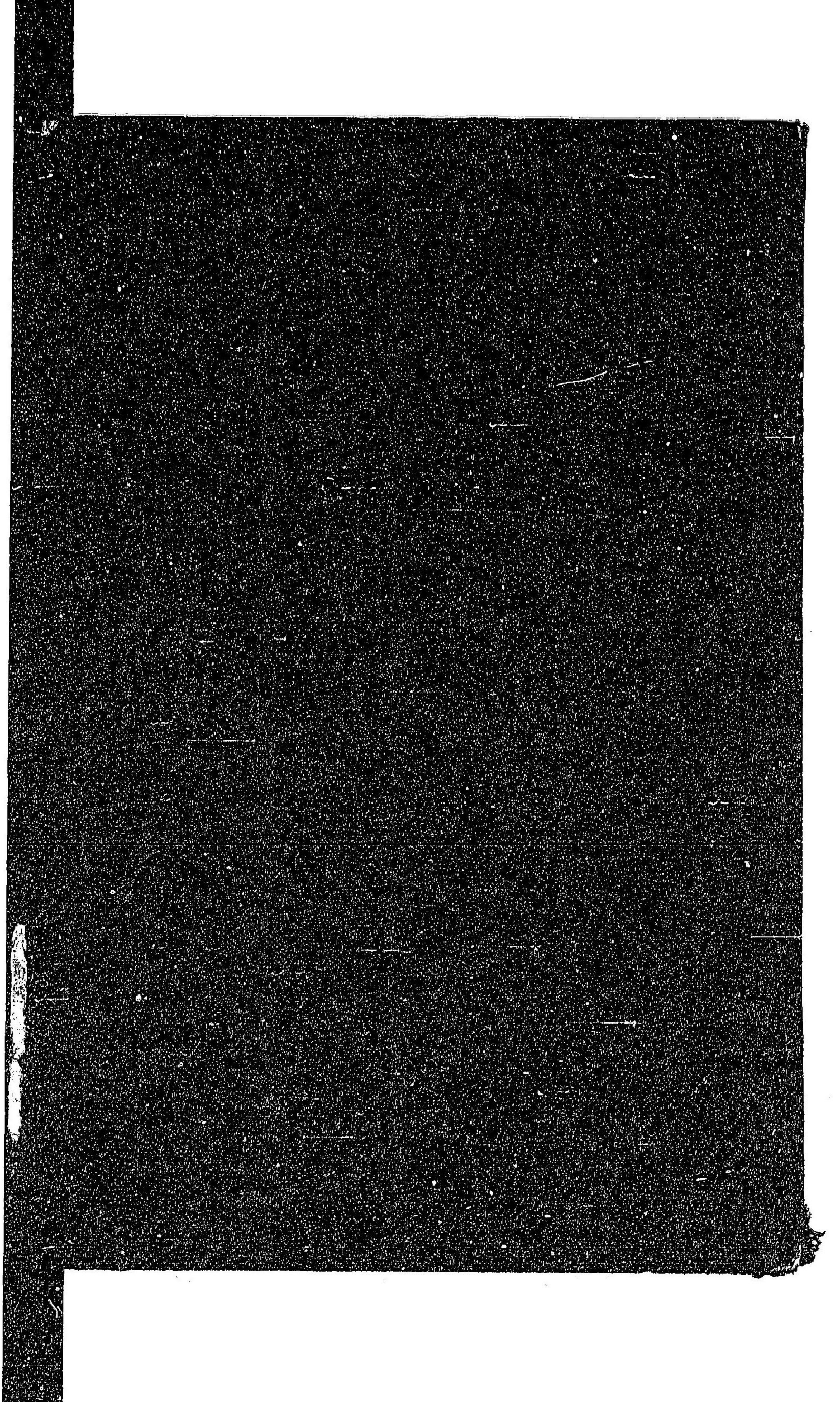
東京市日本橋區數寄屋町一番地

東京市日本橋區數寄屋町一番地

東京市麴町中六番町十八番地



141
351



036337-000-8

71-351

陸軍刑法通解

井上 義行 / 著

M30

BBQ-0039



